

119番通報!

火災

救急

11月9日は「119番の日」です。

電話するときの注意点は？ 火災を防ぐには？

「119番」をあらためて考えてみましょう。

電話

慌てずに、場所や状況を詳しく



電話で通報するときは、次の情報を正確に伝えてください。

火災：①場所はどこか②場所の目安になる目標物③火災の状況④通報者の氏名と電話番号

救急：①急病か事故か②救急車が必要な場所③病気、けがの様子④患者の年齢、性別

携帯電話、IP電話のときは

携帯電話から通報するときは、通報者の場所を確認するため、住所や現場の状況を詳しく説明してください。また、車を運転中のかたは、必ず安全な



消防本部指令室は24時間体制で対応しています

場所に停車してから通報するようお願いします。電波状況が悪いときは、一般電話や公衆電話を使用してください。電話番号が「050」で始まるIP電話からは、119番通報ができない場合があります。携帯電話から通報するか、消防本部指令課へ電話してください。☎(823)4265

火災・災害情報は

「消防テレホンガイド」へ

119番は、火災の問い合わせはできません。火災など災害情報の問い合わせは、「消防テレホンガイド」へ。

☎0180-99-1191

※NTTひかり電話からは…

☎(823)5377

火災

冬はストーブの取り扱いに注意



今年は昨年と比べ、火災が多く発生しています。9月末現在の火災発生件数は110件。昨年同時期の83件に対し、大幅に増加しています。火災が発生したときは、落ち着いて119番通報することはもちろんですが、まずは火災を起こさないよう気をつけましょう。

火災の発生を防ごう

火災はちょっとした不注意や気の緩みから発生します。暖房や料理など、火の扱いに十分注意しましょう。●ストーブの近くに、燃えやすい物を置かない

●揚げ物をする時は、その場を離れない
●寝たばこは絶対しない
また、最近では、放火による火災も増えています。家の周りに燃えやすい物を置かないようにしたり、暗い場所など建物の死角をなくしたりすることが、放火を防ぐ有効な手段です。

住宅用火災警報器の早期設置を

火災警報器は、煙を感じ、音や光で火災の発生を知らせてくれます。消防法の改正により、



すべての既存住宅に、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を取り付けることが義務づけられました。

住宅用火災警報器は、消防設備の販売店やホームセンターで購入できるほか、町内会など地域単位で共同購入すると安く買うことができます。

※悪質な訪問販売にご注意ください

11月25日(火)~12月1日(月)は犯罪被害者週間

犯罪被害を考えよう

犯罪や交通事故の被害者とその家族が、被害から立ち直り平穏に過ごせるようになるには、周囲の人たちの理解と協力が必要です。地域が一体となって犯罪防止や被害者支援のために何ができるか、この機会に考えてみましょう。

◆被害者相談窓口のご利用を◆

●交通事故、家庭内暴力など

県民安全相談センター ☎(864)91110

●少年の非行、家庭内暴力、友人関係など

やまびこ電話 ☎(824)1212

●性犯罪被害、ストーカーなど

(平日の日中は女性警察官が対応)



レディース通話110番 ☎0120-028-110

●犯罪・交通事故被害者の悩み事など

(社)秋田被害者支援センター ☎0120-62-8010



STOP!!

振り込め詐欺

振り込め詐欺による被害が後を絶ちません。「自分は大丈夫」と思い込まず、以下のような手口には、十分注意しましょう。

オレオレ詐欺▶子どもや孫、警察官、弁護士などと偽り、事故の示談金や借金などの口実でお金を振り込ませます。

架空請求詐欺▶身に覚えのない、出会い系サイトなどの利用請求や債権の譲渡を装ってお金を振り込ませます。

融資保証金詐欺▶融資を申し込んだ人に、信用保証料や手付け金などの名目でお金を振り込ませます。

還付金等詐欺▶税金や医療費の還付を装い、ATMを操作させてお金を振り込ませます。

こんな電話には特に注意を！

- 家族だと言っているのに名前を言わない
- わざわざ電話番号が変わったと連絡が来た
- 振込先銀行口座の名義人を知らない
- 郵便エクスパックでお金を送れと要求する

相談窓口

県民安全相談センター ☎(864)91110
 秋田中央警察署 ☎(835)1111
 秋田臨港警察署 ☎(845)0141
 秋田東警察署 ☎(825)5110
 県警ホームページ
<http://www.police.pref.akita.jp/>

ちょっとアドバイス



市消防本部指令課
仙北屋善明消防士長



秋田消防署警防担当
奥山和貴子消防士

冬場は、特に暖房器具の取り扱いに気をつけてください。また、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

119番に電話するときは、「慌てず」「落ち着いて」「そして「ゆっくり」と」。私たちが応対しますので安心してお話しください。

ストーブを使うときの注意点

これから寒い冬を迎えます。ストーブを使うときは、次のことに注意しましょう。

- 使用前に、必ず清掃や点検をする
- ストーブの上に洗濯物を干さない
- 給油は必ず火を消してから
- ストーブの近くでスプレー、シンナーなど引火性のものを使わない



ちょっとした不注意が大きな火災につながります

救急

救急車の適正な
利用にご協力を



会社などの民間搬送車や福祉タクシーをご利用ください。

救急車は緊急自動車です

よく、「サイレンを鳴らさずに来てほしい」と言うかたがいます。救急車や消防車は緊急自動車ですので、赤色灯をつけ、サイレンを鳴らして緊急走行するよう法律で義務づけられています。迅速で安全な走行には不可欠ですので、ご理解をお願いします。

119番——。この1本の電話から、消火活動、救急・救助活動が始まります。適切に利用することで、私たちの安全・安心を支えてくれます。

消防本部指令課 ☎(823)4265
消防本部予防課 ☎(823)4247